

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置
に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成24年11月14日
南駿農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」(以下、「金融円滑化法」という。)に基づき、当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

**第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置
の実施に関する方針の概要**

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

(注) 基本方針の前文については、平成22年2月1日付で当農協ホームページに公表しております。

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

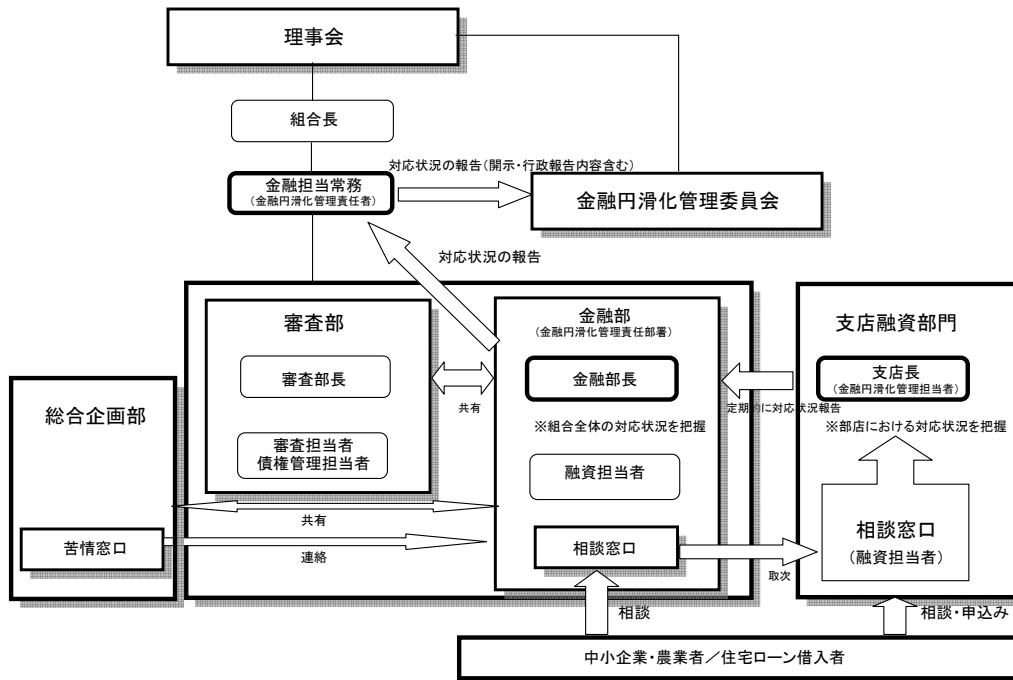
- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」金融部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融部へ報告することとしております。
- (4) 各支店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制に関する事項

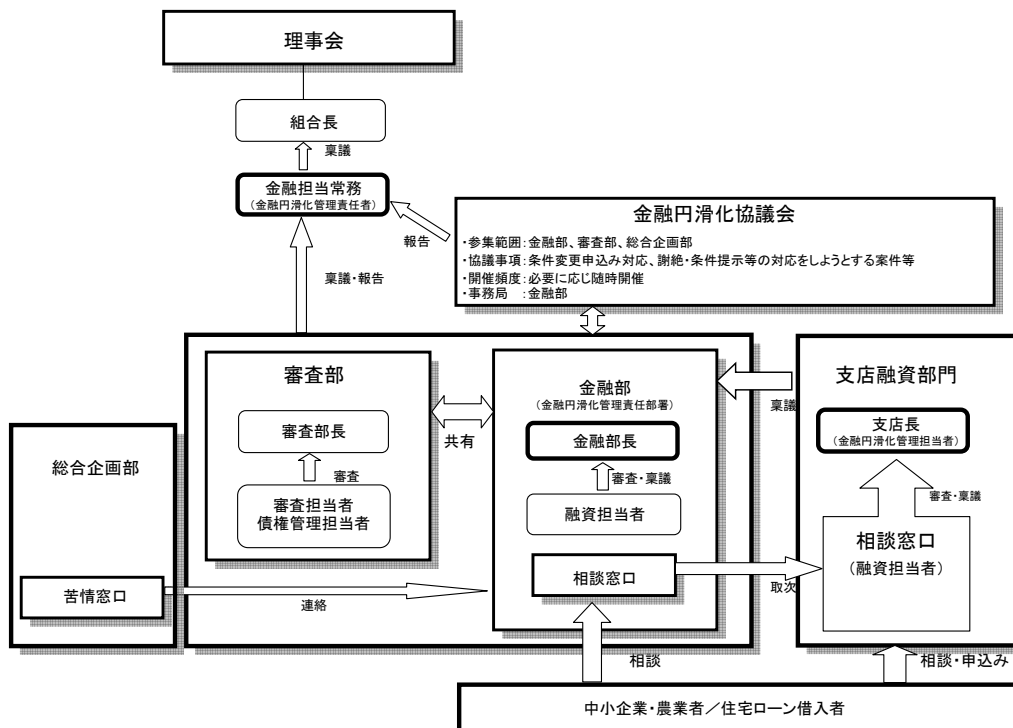
- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を金融部に設置しているほか、各支店においても承っております。
- (2) お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、総合企画部に受付窓口を設置しております。また、各支店で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに総合企画部に連絡をし、総合企画部・金融部と各支店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

《第2 対応状況を把握する体制及び第3 苦情・相談対応の体制は
次の通りです》

中小企業者等金融円滑化対応にかかる全体の管理体制(イメージ)



中小企業者等金融円滑化対応にかかる体制(個別案件対応)(イメージ)



第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項

- (1) 金融円滑化責任部署（または、金融円滑化管理協議会等）を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2) 特に、農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

別表1のとおり

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

別表2のとおり

法第4条および第5条に基づく措置の実施状況

別表1

法第4条に基づく措置の実施状況

(債務者が中小企業者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成21年 12月末		平成22年 3月末		平成22年 6月末		平成22年 9月末		平成22年 12月末		平成23年 3月末		平成23年 6月末		平成23年 9月末		平成23年 12月末		平成24年 3月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	0	0	10	103	21	417	23	512	29	1,093	34	1,241	37	1,309	43	1,634	47	1,849	52	2,104
うち、実行に係る貸付債権	0	0	0	0	2	26	8	388	10	506	16	1,021	18	1,048	20	1,144	23	1,374	27	1,600
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	8	77	8	77	8	77	8	77	8	77	10	132	13	152	13	152
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0	11	313	1	14	5	477	4	109	4	150	6	323	4	289	5	318
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	6	32	6	32	6	32	7	33	7	33	7	33	7	33
	平成24年 6月末		平成24年 9月末		平成24年 12月末		平成25年 3月末													
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額												
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	55	2,123	58	2,227																
うち、実行に係る貸付債権	34	1,855	35	1,863																
うち、謝絶に係る貸付債権	13	152	13	152																
うち、審査中の貸付債権	1	82	2	96																
うち、取下げに係る貸付債権	7	33	8	115																

別表 2

法第 5 条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成 21 年 12 月末		平成 22 年 3 月末		平成 22 年 6 月末		平成 22 年 9 月末		平成 22 年 12 月末		平成 23 年 3 月末		平成 23 年 6 月末		平成 23 年 9 月末		平成 23 年 12 月末		平成 24 年 3 月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	2	7	5	84	12	257	17	310	22	447	25	500	27	567	32	624	34	633	35	637
うち、実行に係る貸付債権	0	0	0	0	2	18	6	116	7	142	13	312	14	336	17	393	18	398	18	398
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	2	7	4	80	4	80	7	102	7	102	7	102	8	113	10	144	10	144
うち、審査中の貸付債権	2	7	3	76	6	158	4	48	5	137	1	14	1	42	2	31	1	3	1	4
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	3	64	3	64	4	71	5	85	5	85	5	85	6	89
	平成 24 年 6 月末		平成 24 年 9 月末		平成 24 年 12 月末		平成 25 年 3 月末													
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額												
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	36	651	38	683																
うち、実行に係る貸付債権	18	398	20	440																
うち、謝絶に係る貸付債権	11	149	11	149																
うち、審査中の貸付債権	1	14	1	4																
うち、取下げに係る貸付債権	6	89	6	89																

(注) 法第 4 条および第 5 条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。